

元気な愛知の市町村づくり補助金交付要綱

(通則)

第1条 元気な愛知の市町村づくり補助金（以下「補助金」という。）は、元気な愛知の市町村づくりを応援するため、市町村又は広域連合が行う先進的な新規事業、市町村が行う人口問題対策事業、市町村が行うデジタル化・DXを推進するための新規事業、又はすべての人々が安心して暮らせる明るく活力ある地域社会の実現を図るため、市町村又は地域住民5人以上で構成する団体（名古屋市内に所在する団体を除く。）が、地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助金の額)

第2条 交付の対象とする事業は、別表の事業区分ごとの事業内容に応じた事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、同表の補助率及び補助限度額に従い補助金を交付する。

ただし、国庫補助金及び他の県費補助金の交付の対象となる事業は、対象としない。

(申請手続)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添え、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(決定の通知)

第4条 知事は、規則第6条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した書面（様式第2）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内（その日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日）とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更承認)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3）に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 事業実施に必要な経費を増加又は減少させる場合において、その増加額若しくは減少額が経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ当該経費の総事業費に占める割合が20パーセント以内のもの

ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。
- 3 知事は、前項の規定により交付決定の内容の変更をしたとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止又は廃止承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による中止又は廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認したときは、中止又は廃止を承認した旨を記載した書面により中止又は廃止承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第13条の規定により、事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日(これらの日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日)までに、実績報告書(様式第5)に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定したときは、その旨を書面(様式第6)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付する。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後、補助金請求書(様式第7)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び通知)

第11条 知事は、規則第16条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき。
- (3) 上記(2)であることを隠蔽するため、虚偽の申請をしたとき。

- 2 知事は前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定を取り消した旨を記載した書面により、補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加単価が単価50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入が

あったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(検査等)

第13条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査等を行うことができる。

(東三河総局又は県民事務所における事務)

第14条 この要綱に定める前条まで(第2条を除く。)の知事の権限に属する事務は、別に定めるもののほか、東三河総局又は県民事務所の所管区域に所在する市町村、広域連合又は地域団体が行う事業に関するものについては、東三河総局又は県民事務所がこれを行うものとする。

(実施細則)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市内に所在する地域住民5人以上で構成する団体が、知事が別に定める事業を実施する場合には、改正後の愛知県市町村振興事業費補助金交付要綱の規定に係わらず、当分の間、補助することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市を除く市町村が知事が別に定める事業を実施する場合における当該市町村への補助金については、平成16年度に限り改正後の愛知県市町村振興事業費補助金交付要綱別表に規定する補助限度額に係わらず、5,000千円(合併市町村にあつては、合併関係市町村数に5,000千円を乗じて得た額)を超えて交付することができる。この場合において、知事が別に定める事業以外の事業に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額については、5,000千円(合併市町村にあつては、合併関係市町村数に5,000千円を乗じて得た額)を超えてはならない。
- 3 名古屋市における補助限度額については、平成16年度に限り改正後の愛知県市町村振興事業費補助金交付要綱別表の規定に係わらず23,000千円とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
[1] チャレンジ枠	市町村や広域連合が行う先進的な新規事業	市町村 又は広域連合	補助事業に要する経費。ただし、次の経費は除く。 1 用地費 2 食糧費 3 その他 補助事業の実施に直接要しない経費として知事が別に定める経費	1/2 以内 (ただし、新城設楽地域は 2/3 以内)	1 事業につき 5,000 千円
[2] 人口問題対策枠	市町村が行う人口問題対策事業	市町村		1/2 以内 (ただし、新城設楽地域及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項各号(第1号にあつては、財政力指数に係る部分を除く。)のいずれかに該当する市町村は 2/3 以内) ※本欄において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定は、同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含むものとする。	
[3] DX推進枠	市町村が行うデジタル化・DXを推進するための新規事業	市町村		1/2 以内 (ただし、新城設楽地域は 2/3 以内)	
[4] 従来枠					
1 生活環境整備事業	うるおいや安らぎを実感できる、暮らしの質の向上を目指した生活環境の整備や安全なまちづくりの推進のための事業	市町村 又は地域住民5人以上で構成する団体(名古屋市内に所在する団体を除く。)	市町村 1/2 以内 地域住民5人以上で構成する団体 1/3 以内 (ただし、南知多町大字篠島の区域、南知多町大字日間賀島の区域、旧一色町大字佐久島の区域、旧額田町、旧藤岡町、旧小原村の区域、旧東加茂郡の全域(平成17年3月31日における旧東加茂郡の区域をいう。)、北設楽郡の全域、旧南設楽郡の全域(平成17年9月30日における旧南設楽郡の区域をいう。))における事業及び知事が定める事業については、1/2 以内)	1 市町村(名古屋市を除く。)の場合 1 市町村につき 1,000 千円 ただし、合併市町村における補助限度額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く2年度については、合併関係市町村数に1,000千円を乗じて得た額とする。 2 名古屋市の場合 4,000 千円 3 地域住民5人以上で構成する団体の場合 1 団体につき 1,000 千円	
2 福祉推進事業	高齢者や子ども、あるいは障害者などすべての人が安心して暮らせる地域社会を目指した福祉の推進のための事業				
3 教育・文化振興事業	個性や生きがいを育む教育、地域の文化資源を生かした個性豊かな文化の振興のための事業				
4 その他の事業	上記以外で元気の愛知の市町村づくり補助金の目的に即した事業				